

(仮称) 青山高原風力発電所リプレース事業に係る環境影響評価準備書  
に対する伊賀市長意見

1. 工事実施中・実施後又は施設稼働開始後において、環境への影響が事前の想定を超える場合や、環境影響評価の段階で想定していなかった環境への影響が生じた場合には、適切な環境保全措置を速やかに講ずること。
2. 事業内容に変更が生じた場合は、当該変更内容に基づく環境影響の予測及び評価を行ったうえで、必要な環境保全措置を講ずること。
3. 本事業は長期に渡る計画であることから、施設の維持管理を適切に行い、経年劣化や老朽化による不具合等により、周辺環境への影響が生じないようにすること。
4. 本事業で建設する風車は2,300kWと、既設のものより大型化する。環境影響を低減しているとあるが、施設の建設や稼動には十分に配慮を行うこと。また、苦情が発生した場合は誠意をもって対応し、速やかに原因を究明して適切な環境保全措置を講じ、原因や措置について地域住民への説明を行うこと。
5. 濁水の発生や土砂の流出、土地や斜面の崩落に十分注意すること。
6. 対象事業実施区域の一部が地域森林計画区域に含まれている為、立木の伐採を行う場合は、森林法に基づく手続きを行うこと。
7. 万一、隣接地に被害を及ぼした場合には、当事者で責任を持って解決すること。
8. 「伊賀市ふるさと風景づくり条例」に基づき手続きを行うこと。
9. 開発指導室と協議のうえ、必要に応じ「伊賀市の適正な土地利用に関する条例」の手続きを行うこと。
10. 本事業により、伊賀市が管理する道路施設を損壊・汚損せしめた場合は、原因者の責において速やかに原形復旧すること。
11. 事業地に埋蔵文化財包蔵地は含まれないが工事中、不時埋蔵文化財を発見した場合は、教育員会文化財課へ連絡の上、文化財保護について協議すること。
12. 事業内容が河川の工事に及ぶ場合は、オオサンショウウオの保護について、文化財課へ事前協議すること。
13. 下流部の馬野に浄水場の取水口があるため、工事の際、また以降の土砂の流出・濁水が発生しないように対応すること。また、濁水が発生した場合の対応について水道施設課と協議すること。